

南あわじ市 農業委員会だより

～かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる「かけ橋」～

創刊号

平成17年9月発行

編集・発行 南あわじ市農業委員会

〒656-0492

南あわじ市市福永358番地1

TEL(0799)43-5029 FAX(0799)43-5126



◀農地パトロール



▶新しい農業委員の顔ぶれ

農業委員及び役員が決定

南あわじ市合併に伴い、旧町から引き続き職務にあたっていた農業委員が合併特例期間の満了に伴い、改選されました。

七月二五日、選挙により選ばれた三十名の新しい農業委員に当選証書の付与が行われ、八月一日に中田勝久 南あわじ市長の招集により南あわじ市農業委員会総会が開催されました。選

任委員五名の辞令交付に続いて議案審議が行われ、次の通り新役員が決定しました。

なお、委員の任期は平成一七年八月一日から平成二〇年七月三十一日です。

会長

中田 伸一 (三原・榎列)

職務代理者

松原 由展 (南淡・賀集)

緑地区会長

長尾 文善 (広田)

緑地区副会長

井上 亮 (倭文)

西淡地区会長

箕浦 和久 (松帆)

西淡地区副会長

船本 泰生 (志知)

三原地区会長

細川 泰弘 (八木)

三原地区副会長

谷 和彦 (神代)

南淡地区会長

廻角 正英 (阿万)

南淡地区副会長

原田富美男 (灘)

※担当地区については、次頁に掲載しています。

会長あいさつ



なかた のぶかず
中田 伸一
(榎列小榎列)

この度、南あわじ市農業委員会委員改選によりまして、不肖私が南あわじ市農業委員会会長の職を仰せつかりました。その重責に身が引き締まる思いであります。皆様の期待と信頼にお応え出来るよう取り組んで参ります。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、新たな食料・農業・農村基本計画では、特に担い

手への農地利用集積の促進、耕作放棄地の発生防止と解消のための方策、優良農地の確保など農業委員会としての役割が位置づけられております。

又、今日の農業情勢下でそれぞれの地域が抱える課題を明確にした上で私たち農業委員一人ひとりが、与えられた役割をしっかりと果たすことにより、先人たちの努力で培われてきたかけがえのない農地を守り、活かしていかなければならないと考えています。

最後に南あわじ市農業発展の為、皆様方のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

職務代理者あいさつ



まつばら のぶ
松原 由展
(賀集鍛冶屋)

委員改選に伴いまして、この度南あわじ市農業委員会会長職務代理者に就任致しました。

近年、南あわじ市の農業は担い手不足や遊休農地の増加等、大変厳しい情勢に直面しております。農家の皆様と世話役並びに会長の補佐役として精一杯頑張りたいと思っております。ご指導ご鞭撻の程よろしく申し上げます。

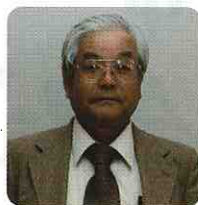
新しい農業委員

()内は担当地区



井上 亮
(長田・土井)

委員の一人として皆様の力になりたいと思います。



蛭子 忠昭
(古津路・北方・塩浜・江尻)

一期目ですがとにかく頑張ります。



前田 羊
(湊全域)

地域の皆さんの意見を求め、少しでも役にたてればと。



北岡 節二
(三原志知全域)

農業委員としての任務が果たせるように努力します。



壽圓 正克
(神道・庄田・安住寺)

自信と誇りを持ち、元気な農業をみんなの力で！



大住 佳男
(高屋・脇田・戒旦寺・志知川・西路)

夢と希望のある農業を目指して頑張ります。



箕浦 和久
(慶野・北浜)

地域農家のよき相談相手となり、結果を出したい。



北野 雅章
(馬回・寺内・大久保)

知識不足ですが共に考えたいと思います。(ご連絡下さい。)



長尾 文善
(中筋・徳原・中山)

初心を忘れず、農地を守る為の取り組みに頑張ります。



倉本 満之
(櫛田・宝明寺)

農協推薦で農業委員に選任されました。農政の変革期頑張ります。



村上 芳禾
(伊加利全域)

地域の皆様に少しでも役に立てればと思っております。



高野征一郎
(大榎列・下幡多・松田)

農地と農業を守り、後継者育成と自給率向上に努めます。



立花 茂
(山添・川向・広田上、中田)

微力ですが、地域の役に立ちたいと考えています。



福原 正員
(津井全域・阿那賀全域)

南あわじ市農業委員の一員として頑張ります。



太田 義一
(入田・養宜中・養宜上)

地域農業発展に寄与し、誠心誠意頑張ります。



谷 和彦
(社家全域・浦壁・黒道・喜来・富田)

三年間全力投球で頑張ります。



森脇 忠行
(大丸・市場・不藤・広田南)

耕作放棄田を無くして農地を有効利用しましょう。



船本 泰生
(西淡志知全域)

地域のかげがえのない農地を守り、生かす努力をします。



柏木 征男
(流・委文・高)

初心を忘れず農家の為頑張りたいと思います。



富本 猛
(三原地区全域)

老骨に鞭打って頑張りますので宜しくお願いします。

新しい農業委員

()内は担当地区

 <p>廻角 正英 (上町・下町・塩屋町・佐野・中西)</p> <p>三年間地域の 方々と共に歩 み、努めてい きます。</p>	 <p>原 尚良 (野田牛内東山生子・高萩・福井・福井北)</p> <p>互いに 皆様の理解と 協力を願 います。</p>	 <p>細川 泰弘 (鳥井・立石・国分・新庄・野原・徳野)</p> <p>遊休農地の解 消に取り組み たく考えてい ます。</p>	 <p>仲河 實 (市・十一カ所・徳長・新・三條)</p> <p>農業委員の職 務を果たせる よう努力いた します。</p>
 <p>松原 由展 (鍛冶屋・賀集)</p> <p>会話に通じ、 世話役として 使命達成に努 めたいと思っ ています。</p>	 <p>原口 洋 (稲田南・伊賀野・高原)</p> <p>皆さんの期待 に応えられる よう努力しま す。</p>	 <p>池上 富美雄 (八幡全域・辻川原・立川瀬・西田・三和)</p> <p>農地等の相談 について適切 に判断してい く所存です。</p>	 <p>服部 正博 (青木・福永・円行寺・小井・善光寺)</p> <p>心得 公平かつ公正 情熱と行動力 農業者の利益</p>
 <p>中田 伸一 (小榎列・西川)</p> <p>南あわじ市の 農業者の為 委員一致団結 して全力で取 り組めます。</p>	 <p>原田 富美男 (灘全域・沼島) [議会推薦]</p> <p>皆さんの意見 をよく聞き、 頑張りたい。</p>	 <p>武田 桂 (新田北・中・筒井・潮見台)</p> <p>地域の農業を 守り、農業発 展の為に努力 いたします。</p>	 <p>藤原 基延 (地頭方全域・國衛全域)</p> <p>明日の農業を 目指して、皆 様と共に頑張 りましょう。</p>
	 <p>別所日出夫 (福良全域)</p> <p>耕作面積の少 ない地区です が、農地保護 に努めます。</p>	 <p>西中 孝良 (吹上町・西町・丸田・東町)</p> <p>農業者や地域 の関係者と相 談し、農業の 振興に寄与し たい。</p>	 <p>古川 浩 (上幡多・山所・掃守)</p> <p>活力ある南あ わじ市の農業・ 農村を共に築 きたい。</p>

農業委員会はこんな仕事を
しています

- ▽農地等の権利移動の許可及び受理、進達
 - ▽農地等の転用申請書の受理及び進達
 - ▽農地等の賃貸借解約の通知書の受理
 - ▽標準小作料の策定
 - ▽農業者年金法による年金事務
 - ▽農地の利用関係の調整
 - ▽農地に関する紛争の仲介
 - ▽耕作証明等農地に係る証明書の発行
 - ▽市長が農用地利用集積計画を定める場合の決定
 - ▽農業及び農民に関する事項についての建議、諮問に対する答申
 - ▽その他農地に関する相談活動
- 申請書等審議日程について
南あわじ市農業委員会では、毎月次の日程により申請書等の受付審査、許可を行っていただきます。
- ▽申請書等受付締切 毎月五日
(閉庁日の場合は前日)
 - ▽地区協議会 毎月一〇～一二日頃
 - ▽定例会 毎月二〇日頃

農家のみなさん 農業者年金に加入しましょう

農業者年金は平成一四年一月から新制度がスタートしました。これまでの制度以上に、よりよい老後生活の安定を考へて創設された年金制度です。

■誰でも加入できるの？

年間を通じて農業をしている国民年金1号被保険者なら、農地を持たない配偶者や後継者も加入できます。

■保険料はいくらかかるの？

毎月二万円を基本に六万七千円まで千円単位で自由に決められます。またこの保険料は全額社会保険料控除の対象になり、節税対策として有効です。

■どんな制度なの？

確定拠出型年金という、自分の掛けた保険料により年金額が決まる制度です。加入者や受給者の数によって影響されることはありません。

■なにか特典はないの？

若い認定農業者や認定農家の家族と家族経営協定を結ばれた人は、最長で二〇年間掛金の補助を受けることができます。この補助分は掛けた人が経営移譲したとき、受け取ることができません。

■受給前に亡くなれば・・・

八〇才保証といい、加入者・受給者が八〇才までに受け取るはずだった年金を遺族の方に死亡一時金として支給される終身年金です。

■受給後は農地の移動にご注意！

経営移譲年金を受給している人が農地を売買、貸借、転用する場合、経営移譲分が減額になることがあります。手続きを行う前に必ず農業委員会にご相談下さい。

農業者年金に関するお問い合わせは、南あわじ市農業委員会または、JAあわじ島各支所まで。

農地転用は 許可が必要です。

■農地転用とは？

人為的に農地を農地以外のものにする事です。すなわち農地を住宅用地、駐車場、資材置き場、道路などの用地に転換することを言います。工事現場事務所など、一時的な転用についても許可が必要です。

■なぜ許可が必要？

農地は人々の生活に欠かせない食料の大切な生産基盤です。特に耕作面積が狭いうえに人口が多い我が国は、食料自給率も低く、優良な農地は大切に守っていく必要があります。このため、農地の転用は農地法で一定の規制がかけられています。

■対象となる農地は？

すべての農地が転用許可の対象となり、地目が農地であれば（農地として活用できる状態がある限り）農地として取り扱われます。また地目が農地でなくても耕作の用に供されている土地も農地とみなされます。

■農業用施設の為の転用は？

自己所有の農地を農業用施設（農業用倉庫、タマネギ小屋等）に転用する場合は、転用面積が二〇〇平方メートル未満であるときも、農業委員会への届出が必要になります。

■農地改良するときは？

農業用排水施設、農業用道路の新設、客土（嵩上げ）などの農地改良を行う場合も届けは必要です。農地で工事を行うときは必ず農業委員会に届け出て下さい。

■許可なく転用したら？

許可を受けずに転用を行った場合は、農地法違反となり、県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることができます。また、違反した場合には、懲役又は罰金の厳しい罰則が適用されることもあります。

農地の保全管理を お願いします。

農地は個人の貴重な財産であると共に限りある資源です。また、食料生産の機能は勿論、国土や自然環境の保全機能など生存に不可欠な多目的機能を兼ね備えています。耕作放

棄は近隣の農地に悪影響を及ぼし、年数がたつほどに農地への回復が難しくなりますので適正な保全管理をお願いします。法改正により遊休農地についても処罰の対象となる場合があります。

■耕作放棄田の解消

南あわじ市では「耕作放棄田保全事業」を実施しています。この事業は耕作放棄された水田一〇アール当たりに対して市が一万円、所有者が一万円を負担し、計二万円で一年度の管理（草刈り・すきこみ等）を地元農家又はシルバ人材派遣センターにお願いするということです。

お問い合わせは南あわじ市農林振興課 四三・五〇二五

